

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年 8 月 26 日

多摩市議会議員 岩永ひさか

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1 「あいちトリエンナーレ」の企画展中止問題について

2 クリエイティブキャンパス構想の具現化について

～多摩中央公園はプラットホームになれるのか。

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年 8 月 26 日	No.1
	午前 8 時 38 分	

項目別質問内容

1 「あいちトリエンナーレ」の企画展中止問題について
国内最大規模の国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の企画展「表現の不自由展」が開幕直後に中止になった問題は私たちの社会に対し、大きな波紋を投げかけています。表現の自由、知る権利など、憲法で私たちに保障されている人権にも深くかかわる問題であり、数多くの公共施設で市民の文化活動や表現活動を支援してきた多摩市にとっても他人事にはできない問題だと考えています。
市長や教育長はこの一連の騒動をどのように受け止められましたか。そしてまた、どのようなことを考えられたのでしょうか。市長と教育長それぞれにお伺いいたします。
2 クリエイティブキャンパス構想の具現化について
～多摩中央公園はプラットホームになれるのか。
今年4月に決定した多摩中央公園改修基本方針では、「だれもが楽しみ誇れる多摩セントラルパーク」を将来像としています。これは、「市民が誇れる公園環境」と「誰もが楽しめる参加型公園管理運営」が実現している姿であると理解していますが、それに加え、多摩中央公園には多摩センターの賑わい創出に向けた構想「クリエイティブキャンパス（文化と学びのキャンパス）構想」においてプラットホームという位置づけがされています。しかし、「クリエイティブキャンパス構想」については、その言葉の意味や内容、表そうとすることがよく理解できないという声を聴いています。この構想は2年前の多摩センター活性化支援業務提案書に基づく内容だと考えていますが、市民や議会に対し、「概要」が伝えられることがあっても、「提案書」そのものが情報共有されている状況にはありません。あらゆる場面で、市民や議会との情報共有が必要だとするわりには、情報提供のされ方が十分とは言えず、議会に対し「提案書」が資料で示されるわけではなく、また、ホームページ上でも公開されていません。今後、多額に税金を使い、多摩センター地区にある公共施設の大規模改修を行うこと、また新たに図書館も建設する計画がありますし、それについては、多摩市議会でも附帯決議を行っていますが、市民や議会に理解を広げ深めていくための情報共有については、改めて、その在り方を考えさせられるものです。
さて、現在、「クリエイティブキャンパス構想」を実現させるために協議の場を設置する方向で取組んでいると聞いています。しかし、市民や議会に、わかりやすいビジョンとし、その構想を理解できる水準、内容に具現化していくには、いましばらく時間がかかりそうです。既に、パルテノン多摩の大規模改修、図書館本館再整備などへの取組みは進んでおり、多摩中央公園についてもただ単に、経年劣化を回復させるだけの工事だけではなく、ソフト面でも「多

項目別質問内容

<p>摩中央公園で生まれる多摩ならではのライフスタイルの醸成」という目標に向かい、市民ワークショップで提案された市民協働によるルール作り、運営管理の在り方検討も踏まえた参加型公園管理運営方針の検討が行われていくようです。それぞれ担当部署ごとに進められているプロジェクトが「クリエイティブキャンパス構想」の具現化に結びついていくのかもしれませんが、議会や市民に対しても、オープンな場で議論を重ねていくことが必要ではないかと思えます。以上をふまえ、以下質問いたします。</p>
<p>(1) 昨年度、「多摩中央公園 PPP 構想検討・事業手法導入可能性調査業務委託」が実施されましたが、「公民連携」の可能性をどのように捉えているのか伺います。</p>
<p>①独立採算の可能性について「条件により可能である」とする回答が最も多かったと聞いていますが、どのような条件が必要であるのか。</p>
<p>②新たな収益を生み出す施設や事業として、どのような提案内容がなされたのか。またそれらの提案内容に、民間ならではの斬新なアイデアを感じる事ができたのか。</p>
<p>③民間導入の枠組みなどについて最終決定をするのはいつなのか。</p>
<p>(2) 多摩中央公園内の施設に関し、それぞれの施設の運営や管理をどのように考えていくのか伺います。</p>
<p>①駐車場の管理運営について。また、多摩センター共同駐車場として、今後も存続させるのか。</p>
<p>②パルテノン多摩の管理運営について。現在、管理運営計画策定に向けた検討会が実施されているが、今後、立ち上げされる市民組織はどのような体制とし、運営管理体制に位置づけていくのか。</p>
<p>③図書館の管理運営手法について。また、基本設計では、図書館が閉館している時間帯も開放されるフロアやスペースが盛り込まれていたが、その管理運営についてはどのように考えているのか。今後、市民組織を立ち上げるということだが、どのような体制とし、運営管理体制に位置づけていくのか。</p>
<p>④グリーンライブセンター事業について。現在の大学・市民・行政の三者連携の仕組みをどのようにしていくのか。また、現在までの成果をどのように評価しているのか。また、今後の課題をどう考えているのか。</p>
<p>⑤旧富沢家について。国は「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」を策定し、地域の文化財も観光資源として開花させていくべきとしているが、市教育委員会としてその活用をどう考え、多摩中央公園の魅力向上を図っていくように考えているのか。</p>

項目別質問内容

(3) 多摩中央公園はクリエイティブキャンパス構想を具現化していく上でどのような役割を果たすことが想定され、期待されているのか。また、その具体化に向けてどのように取り組んでいくのか。

資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)

①多摩センター活性化支援業務提案書

②多摩中央公園駐車場の管理運営について。指定管理者はどのように運営管理を実施しているのか。契約書、仕様書など契約内容がわかるもの。また、駐車場収入について過去10年間分。障害者割引、あるいは時間割引、月極め利用などの状況がわかるもの。

③現在、想定している規模の図書館と同等レベルの建築物のランニングコスト。また、将来にわたり、図書館事業を運営していくための年間コストの見込みについて。今後30年間の図書館運営の財政プラン(建物に関わる費用、運営に関わる費用を区別して示してほしい)。

④過去10年間の旧富沢家を活用したイベントなどについて。予算額(助成金名・金額もわかるようにしてほしい)。また主催事業とそれ以外についても内容がわかるもの。

⑤多摩中央公園の大規模改修、改修後に向けての取組みスケジュールと予算(想定額)についてもわかるもの。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年 8 月 26 日

多摩市議会議員 しらた 満

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1 地球温暖化対策と公共施設の取組みについて

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和元年 8 月 2 6 日	No. 2
	午前 1 1 時 5 4 分	

項目別質問内容

1 地球温暖化対策と公共施設の取組みについて
<p>地球温暖化対策は1992年 国連気候変動枠組条約が採択され世界全体で取り組んで行くことで合意しました。同条約に基づき国連気候変動枠組条約締約国会議（CONFERENCE OF PARTIES COP）が1995年から毎年開催され、日本政府からは温暖化問題に関連省庁が出席しています。</p> <p>日本政府は、2015年に行われたパリ協定（COP21）を踏まえて2015年12月22日に地球温暖化会議推進本部で今後の取り組み方針を決定しました。</p> <p>2016年5月13日に地球温暖化対策計画が閣議決定され、温室効果ガス削減目標を中期目標として2030年に2013年度比26%削減を掲げ、長期目標として2050年に80%削減を掲げています。このような大幅な排出削減は国としても革新的技術の開発・普及などのイノベーションによる解決を最大限求め国内投資を促し国際競争にも加わり国民の智慧、技術を求め、各関連府省庁などが長期的・戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また世界全体での削減に貢献していくとしています。</p> <p>一方、多摩市に目をむけてみますと地域温暖化対策にむけ第五次多摩市総合計画第3期基本計画並びに多摩市みどりと環境基本計画などに基づき地球環境を保全するため、低炭素・省エネルギー社会への転換をめざし一人一人がCO2削減・省エネルギーに取り組むこととしています。</p> <p>多摩市地球温暖化対策実行計画の取組み状況と今後の公共施設の建替え、新築の温室効果ガス排出量削減について以下質問いたします。</p>
(1) 公共施設の温室効果ガス削減目標は、令和4年度までに平成22年度の実績から10%削減するという目標を掲げていますが、どのように削減する取組をしているか伺います。
(2) 多摩市の学校校舎の温室効果ガス排出量削減目標はどのようにして定めているのか伺います。
(3) 地球温暖化対策には様々な補助制度がありますが、多摩市はどのような補助制度（国・東京都）を利用されてきたか伺います。
(4) 地球温暖化対策実行計画によるとネットゼロエネルギービル（ZEB）などの環境配慮技術に関する情報収集や必要に応じて検討を行いますとありますが具体的にどのような情報を収集し検討してきたのか伺います。
(5) 図書館本館再整備にZEBの取組み状況を伺います。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2019 年 8 月 26 日

多摩市議会議員 小林憲一

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1. 買い物や外出などがしやすい環境をつくる施策を考えよう！**
…関戸3丁目地域での聞き取りなどをふまえて
- 2. 歩行者を「交通事故災害」から守る工夫を**
…あらためて「歩車分離式信号機」の普及に目を向けよう
- 3. 「戦争をおこさせない」画期的なしくみとしての「憲法9条第2項後段… “国の交戦権はこれを認めない”」に注目しよう！**
…自民党の「9条改憲案」を検証する

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和元年8月26日	No. 3
	午前10時34分	

項目別質問内容

1. 買い物や外出などがしやすい環境をつくる施策を考えよう！

…関戸3丁目地域での聞き取りなどをふまえて

今年4月におこなわれた市議会議員選挙前後から、この夏にかけて、関戸3丁目地域の住民の方から、「買い物やお出掛け」についての要望をうかがう機会が、さまざま、ありました。この地域は、ご承知のように、西に鎌倉街道、南に川崎街道、東は大栗川、北は多摩川と、大きな構造物に周囲を取り囲まれているという地形的な特徴があります。同時に、多摩村、多摩町、多摩市の歴史を通じて、最初の小学校、中学校ができたところであり、いわば多摩市の義務教育発祥の地で、ほかの地域からたくさん子どもたちが、毎日、歩いて通ってきます。また、市営住宅団地と都営住宅が1棟あります。

この地域の住民のお話をうかがうなかで、1つ言えることは、高齢単身、または高齢者だけの世帯で、なおかつ車を持たない世帯では、日常の買い物にしても外の地域への外出にしても、大きな不便があるということです。一方で、比較的若い世帯で、また高齢世帯でも、車を持っていたり、あるいは同居している子どもたちの支援を受けていることで、そんなに不便は感じていないという声も少なからずあります。なかには、離れて住んでいる息子さんが、1週間に1回来て、一緒に買い物に行ってくれるから大丈夫と言う声もありました。しかし、あと5年、10年経ったら、ちょっと心配かな？という声は、比較的多く聞かれました。

これらのことを踏まえて、以下、市長の見解をうかがい、意見交換をしたいと思えます。

(1) 関戸3丁目地域では、前文で紹介したような地形的な特徴もあって、高齢者だけの世帯で、なおかつ車という移動手段を持たない世帯では、「日常の買い物、外出などに不便を感じる」という声を聞きます。このことについての市長の認識をうかがいます。

(2) 上記の「不便さ」への対応策としては、市の事業として、どんなことを想定できますか？ 市長の見解をうかがいます。

2. 歩行者を「交通事故災害」から守る工夫を

…あらためて「歩車分離式信号機」の普及に目を向けよう

今年5月、大津市で発生した、信号待ちしていた保育園児2名の死亡を含む死傷事故は、社会に大きな衝撃を与えました。何もわからずに突然、命を絶た

項目別質問内容

れた子どもたち、我が子の命を思いもかけないことで奪われた親御さんの悔しさ、悲しみを、私たちも共有しなければなりません。

この事故は、直接的には、T字路の当該交差点で、南北方向が青信号のとき、南側から来た右折車のドライバーが、直進車優先にもかかわらず、無理に右折しようとして北側から来た直進車と衝突、このはずみで直進車が、横断歩道手前の南東角にいた園児らの列に突っ込んで起きたというものです。

このように、同じ青信号で、直進車と右折車が交わるという交差点は、十字路にしろT字路にしろ、ごく普通の交差点で、右折車のドライバーの不注意によって、いつでもどこでも事故が起こりうるという点でも、あらためて衝撃を与えたのだと思います。

事故後、交差点の横断歩道の前が無防備だとして、車の進入止めの柵を設置する、などの対応策も出ましたが、無数にある交差点に、全部、柵を設置することは、あまり現実的とは言えません。

この問題の背景には、同じ青信号で、直進車と右折車が交わることになる「不合理な信号方式」があると、私は考えます。この種の事故を2度と発生させないという立場に立つならば、「直進車と右折車が交わらない」交差点、つまり「歩車分離式信号機」に切り替えることが、最も効果的、コストもかからない方法ではないでしょうか？

通行量の多い交差点では、「歩車分離式信号機」に切り替えると、激しい渋滞が発生するので導入は難しいというのが警察行政の一般的な見解です。この間、私が一般質問で、何回か取り上げてきたなかでも、多摩市の歴代の市長、副市長、担当部長もほぼ同様の見解を示してきました。しかし、4年前、取り返しのつかない重大事故を受けて、その年の10月、交通量の多い交差点の代表格であり、導入は無理とされてきた新大栗橋交差点に「歩車分離式信号機」が導入されたという経験を、私たちは持っています。

この永年の「渋滞」論を克服し、何よりも歩行者の命を守るために、この「大津の事故」も、1つのターニング・ポイントにして、「歩車分離式信号機」普及へ、あらためて1歩踏み出そうではありませんか！

以上をふまえ、歩行者を「交通事故災害」から守る、そのほかの方法も含めて、以下、市長の見解を質します。

- (1) 「大津の事故」の原因、引き出すべき教訓、有効な対応策などについて、市長の見解をうかがいます。
- (2) 歩行者を「交通事故災害」から守るうえで、「歩車分離式信号機」の有効性について、市長の見解を、あらためてうかがいます。
- (3) 夜間の歩行者の「交通事故災害」をなくすうえで、どんな対応策が考えら

項目別質問内容

れるでしょうか？ 市長の見解と、具体的な対応策についてうかがいます。

3. 「戦争をおこさせない」画期的なしくみとしての「憲法9条第2項後段… “国の交戦権はこれを認めない”」に注目しよう！

…自民党の「9条改憲案」を検証する

日本国憲法第9条には、3つの要素があります。1つは、第1項の「戦争の放棄」です。国と国との争いごとは戦争ではなく話し合いで解決すべきだと打ち出し、政府による戦争行為、および「武力行使」も「武力を背景にした外交での脅し」も、国家間の紛争を解決する手段としては「永久に放棄する」と宣言しました。この「戦争放棄」の考えは、第1次世界大戦後にできた不戦条約の流れを汲むもので、国連憲章にも書き込まれ、「日本国憲法だけ特別」というものではありませんが、憲法というかたちで、国の内外に宣言したことが重要だと思えます。

2つめの要素は、第2項前段の「戦力の不保持」です。第1項の「戦争の放棄」の目的を達成するため、職業軍人と徴兵で構成される常備軍を持つことは完全に禁止されました。自衛隊は、その装備、膨大な職業軍人で構成されていることからいって、明らかに常備軍だと言わなければなりません。

3つめの要素は、第2項後段の「国の交戦権の否認」です。勝手に、つまり、国民の承諾なしに戦争することは、国民が認めない、禁止するということです。これは明らかに、戦前、戦争へ戦争へとつきすすんでいった、悔やんでも悔やみきれないことへの猛省から生まれたものです。1931年9月18日の柳条湖事件から1945年8月の敗戦までのいわゆる「15年戦争」の期間だけ見ても、軍部が、天皇の権威も利用しつつ、暴走に暴走を重ねて、最終的には日本国民だけでも310万人、中国はじめアジア地域などの外国人の命は、少なくとも2,000万人以上が奪われるというおぞましい事態になりました。このことをいかに再現させないか？ということを知恵を絞ったのが、日本国憲法の第9条全体であり、そのなかでも、再発防止のしくみとして中心的な役割を担うのがこの第2項後段だと考えます。

この「交戦権の否認」というしくみが戦争を防ぐうえではじつに有効で、74年間、日本と日本国民が、戦争に関わらないという、世界史的にも稀有な状態をつくりだしました。憲法9条が、とりわけ2項後段が、戦争を防ぐ絶大な効果をもつ「すぐれもの」であることを、事実でもって証拠づけています。

この「すぐれもの」を根底からぶち壊すのが、自民党の「9条改憲案」にほかなりません。自民党9条改憲案は、現行の9条は1項も2項もそのままにして、「9条の2」という新たな条項を挿入するというものですが、この「9条の

項目別質問内容

2」の第1項で、実力組織、つまり軍隊＝常備軍としての自衛隊を持つことを明記し、なおかつ、この自衛隊（常備軍）が、「自衛の措置」つまり武力を行使することを、前条、つまり現行憲法の第9条の1項の規定からも2項の規定からも妨げられないとしています。私は、自民党9条改憲案は、とくに、戦争を防ぐ「すぐれもの」のしくみである2項後段の規定から妨げられないことをねらったものだと思いますが、この「9条の2」が加わることで、現行憲法の3要素は、すべて意味をなさないことになります。

こんな恐ろしいことを、そして無謀で、歴史に学ぼうとしないことを、自民党と安倍晋三総裁が企図しているわけです。このことをふまえて、戦争を防ぐしくみとして、よく考えられ、また実際に戦争を防いできた実績のある現行憲法9条についての市長の見解を、以下、うかがいたいと思います。

- (1) 「戦争をおこさせないしくみ」としての現行憲法第9条について、その3要素に関わって、市長の見解をうかがいます。
- (2) 3要素のなかでも、とりわけ2項後段の「交戦権の否認」の有効性について、市長の見解をうかがいます。
- (3) 「9条の2」を新設する自民党の9条改憲案が、現行憲法の第9条を「立ち枯れ状態」に陥れるものであることについて、市長の見解をうかがいます。

【資料要求】

- ①質問「1-(1)(2)」に関連して、関戸3丁目及び市全体の直近10年間(2010年～2019年)の高齢化率の推移。
- ②質問「2-(1)」に関連して、市内の「青信号で直進車と右折車が交わることがありうる」システムの信号機のある交差点数。また、その数の市内のすべての信号機付交差点数に占める割合。
- ③質問「2-(2)」に関連して、市内の「歩車分離式信号機」付交差点数。また、その数の市内のすべての信号機付交差点数に占める割合。
- ④質問「2-(3)」に関連して、夜間、歩行者が、安全のために身体につけるものとして蛍光(発色)状のもので、市の交通担当部署が推奨しているもの一覧。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年8月26日

多摩市議会議員 きりき 優

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 多摩市の介護環境について
- 2 多摩市のスポーツ環境について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和元年8月26日	No. 4
	午前12時00分	

項目別質問内容

1 多摩市の介護環境について
10月から介護や障害の分野における介護職員の給与待遇を改善するための加算が予定されているところですが、景気回復傾向の見られる現在において、他業界と比較して介護職員の給与待遇が十分であるとは言い切れないのが現状です。介護職員の有効求人倍率は7倍を超えるとも言われる状況となり、高齢化の進展に伴い増え続ける介護需要に対しそれを賄えるだけのサービス提供が確実に用意されるのかどうかという点については、誰しも平等に年齢を重ねる定めにある市民の安心安全な生活に向けて重要な課題であると言えます。
市民一人一人が安心して一年一年を過ごしていけることを目指し、以下伺います。
1、10月から始まる特定処遇改善加算について、多摩市内事業者による計画作成状況はいかがでしょうか。従来からある処遇改善加算の算定状況も含め、現状を伺います。
2、介護報酬の加算算定は介護職員処遇改善のために不可欠なものです。一方で介護給付や利用者負担の増加を求める結果にもなります。多摩市の考え方を伺います。
3、本年第2回定例会の一般質問において要介護認定の質の確保について伺いました。多摩市は要介護認定率が低いことを根拠の一つとして元気な高齢者が多いと謳っており大変好ましいことだと思いますが、介護の現場において多摩市の要介護認定は他市に比べて厳しいのではないかと声を耳にすることもあり、主観的なものなのかもしれませんが、そういった市民からの声も決して無視してはならないものだと思います。また、万が一本来より厳しい要介護認定が決定されるようなことがあれば、必要な介護サービスを受けることができなくなり、その結果要介護度の悪化を招きかねず、一般的に心身機能が衰える時期を迎えている高齢者にとって取り返しのつかない事態に陥ることも懸念されます。要介護認定審査においては訪問調査員や介護認定審査会、介護認定審査会事務局において多大なる労力と慎重で積極的な調査や議論をされていることに敬意を表すところですが、前回の質問を踏まえ、市民の安心のために、多摩市における要介護認定の質の確保について、改めて市のお考えを伺います。
4、介護保険サービスの利用料は1割から3割を自己負担分として支払うことになりますが、その支払い方式は、自己負担分のみを事業者に支払う「受領委任払い」と、一旦費用の全額を事業者に支払いその後市から介護保険負担分を払い戻す「償還払い」に分けられます。高齢者にとっては支払い方式により一時的とはいえ負担に大きな差があると思いますが、特に償還払いを求められるケースについて、多摩市の現状と方向性について伺います。
2 多摩市のスポーツ環境について

項目別質問内容

東京 2020 オリンピック競技大会まであと1年となり、多摩市はアイスランドオリンピック選手団の事前キャンプ地として決定し、9月からはラグビーワールドカップ 2019 日本大会の開催も控え、健幸都市多摩としてこの流れを一過性のものとして終わらせるのではなく、市民の健幸のためにスポーツの力を定着させるべき時が来たと言えます。また、サッカーを例にとると、少子化の時代にもかかわらず12歳以下のサッカー競技人口は増えているとの統計データもあり、サッカーの現場ではより良いスポーツ環境を求めてチームや住まいを選ぶ活動も活発となっています。多摩市もスポーツを活用して市民の更なる健幸や人口流入等を促し多摩市のゆたかな将来を描いていくことも現実的に検討すべき時代だと思いますが、そのためには多摩市のスポーツ環境を他市に比べてより良いものにしていく必要があると思います。多摩市の現状について伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）